

都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「区域」という。）内における、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の建築の許可について、法第54条の規定によるもののほか、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにその政令及び省令において使用する用語の例による。

(許可対象建築物)

第3条 この告示に基づく建築許可の対象となる建築物は、別表に掲げる都市計画施設のうち、都市計画事業の施行が近い将来に見込まれない区域内の建築物とする。

(許可の方針)

第4条 市長は、法第53条第1項の規定による申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものについて、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 敷地が都市計画道路にかかる場合は、都市計画道路にかかる部分が敷地面積の3分の1又は1メートル以上であり、かつ、敷地面積が300平方メートル以内であること。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月12日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	名称
都市計画道路	3・4・3 国道第17号線
	3・5・5 新曾川口線
	3・5・8 蕨駅前通り西口線
都市計画公園	5・7・1 戸田公園
都市計画河川	緑川